

博物館学芸員課程の40年間の歩み

尹 芝恵

1. はじめに

西南学院大学において、博物館学芸員課程が設置されたのは1985年度のことである。博物館には館長と学芸員を配置することが「博物館法」に明記されており、当時日本各地で博物館などの設置が進められてことに合わせ、博物館の専門職員である学芸員資格取得は博物館や関連機関に就職に有利であると考えられていた。

「博物館法」の第一章第四条に、博物館には館長と学芸員を配置することと明記され、登録を受ける館は必ず館長と学芸員を置くことになっている。博物館の設置や運営について規定している「博物館法」は、1951年12月1日に公布され、1952年3月1日に施行された。戦後の復興のなかで、経済的発展だけでなく文化的にも豊かにならねばならぬとされはじめ、社会教育のための機関として役割を果たすことが期待されていた博物館について定める法律である。当時、全国に博物館はまだ少ない数であったが、これから各地で博物館の設置が増えていくことを見込み、設置と運営の在り方を示すことで博物館の機能の整備と充実を図るために、制定された。

博物館で「学芸員」として働くためには資格が必要であり、資格を取得するためにはいくつかの要件がある。「博物館法」第一章第五条には、まず、大学で開講されている「博物館に関する科目」の単位を修得すれば、大学卒業時に、博物館で学芸員として働く資格を得ることができると明記されており、他に、一定の要件を満たし、文化庁が行う試験や審査により認定を受けることで、学芸員として働く資格を得ることもできると記されている。

現在「博物館に関する科目」を開講している大学は約300校があるが、西南学院大学もその一つである。博物館学芸員課程の設置から40年を迎え、本学において博物館学芸員課程の今日に至るまでの歩みをまとめていく。

2. 博物館学芸員課程が始まる

1985年1月28日に発行された『西南学院大学広報』第71号（西南学院大学広報・

調査課)の1面には「博物館学芸員課程を新設」という記事があり、その内容は次のようである。

1984年12月5日開催の連合教授会において、博物館学芸員課程を本学に1985年4月新学年度から新設することが決議された。翌12月6日開催の西南学院理事会において、この計画が承認され、1985年1月15日、本学は文部省社会教育課に本課程新設許可の申請書を提出し、承認された。

博物館学芸員とは、「博物館法」にしたがって博物館に置かれる専門的職員である。博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然等に関する資料を収集・保管し、これらの資料に関する調査・研究を行い、さらに収集した資料を展示し、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供することを目的とする機関(公民館、図書館をのぞく)である。学芸員は、当該博物館に関連する人文あるいは自然の研究を行う研究者であるとともに、博物館を場としてさまざまな教育活動(展示や講演等)を行う社会教育者である。わが国においては、学芸員制度の歴史は浅く、博物館の数も多いとは言えない。しかし、博物館の必要は広く認められており、新しい博物館の建設が各地で進められている。その際、学芸員の設置は国の指定を受けるために必須である。また、広く銀行、デパートなどにおいても、現在では芸術品等の展示による社会教育活動が行われており、これらの機関への就職の際にも学芸員資格取得は有利とされている。その意味において、学芸員の必要性は今後ますます大きくなっていくものと思われる。

学芸員の資格を取得するには、「博物館法施行規則」によって、試験認定と無試験認定の二つの方法がある。後者の場合は、学士の称号を有する者で、大学在学中に学芸員の認定試験科目に相当する科目を修得した者に対しては、その単位修得証明書を提出することによって、当該科目の認定試験が免除されることになっている。本学では、学芸員課程を新設し、学芸員資格取得のために必須な全科目を、全学部・学科の学生を対象に開講することになっている。必須科目として、博物館学(4単位)、教育原理(4単位)、社会教育学(2単位)、視聴覚教育学(2単位)、博物館実習(3単位)を開講する。選択科目としては、文化系列に日本文化史、東洋文化史、西洋文化史、アメリカ文化史、日本芸能史、古文書学を、美術史系列に西洋美術史と東洋・日本美術史を、考古学系列に考古学を、民俗学系列に民俗学と文化人類学を開講する。選択科目は2系列以上からそれぞれ1科目以上、計2科目以上修得しなければならない。

本課程は本学および他大学の卒業生に対しても開かれ、聴講によって履修できるようになっている。ただし、博物館実習は本学の卒業生に限られている。本課程の科目を修得した者には、卒業または修了時に「博物館に関する科目の単位取得証明書」を交付する。本課程の実施、履修指導の責任部署は、国際文化学部国際文化学科となっている。

3. 履修科目と必要単位数の変化

博物館学芸員課程が新設された1985年度(89期生)は、〈表1〉のように、必須科目15単位、選択科目8単位を履修が必要であった。1990年度(94期生)まで同様の単位数を取得することになっている。『西南学院大学広報』第71号に記されている内容と同じである。

しかし、1991年度(95期生)からは、必須科目の履修要件が15単位から13単位と変更になり、2単位減らされた。選択科目は8単位と以前と変化はない。必要単位数には変化があったものの履修科目は以前と同様であった。

1996年度(00期生)からは、〈表2〉のように「博物館実習」科目が「その1」と「その2」に分かれる。3年次以上の学生が外部の博物館などで履修していた「博物館実習」を3年次が「博物館実習(その1)」として履修し、4年次が「博物館実習(そ

〈表1 1985年度〉

	博物館法施行規則に定める科目及び単位	単位数	本学における開講科目及び単位数	履修年次	履修要件
必須科目	博物館学	4	博物館学Ⅰ 博物館学Ⅱ	Ⅱ Ⅱ	履修者全員左記の授業科目(合計15単位)を履修すること。 ◎印 文学部児童教育学科以外の学生は、教職課程の教育原理の単位(4単位)を当てることができる。 ※印 文学部児童教育学科の学生のみ履修(4単位)することができる。
	教育原理	1	◎教育原理 ※教育原理Ⅰ (文学部児童教育学科) ※教育原理Ⅱ (文学部児童教育学科)	Ⅳ Ⅰ Ⅰ	
	社会教育概論	1	社会教育学	Ⅱ	
	視聴覚教育	1	視聴覚教育	Ⅲ	
	博物館実習	3	博物館実習	Ⅲ	
	選択科目 (2科目以上)	文化史		日本文化史 (文学部国際文化学科)	
東洋文化史				Ⅳ Ⅱ	
西洋文化史				Ⅳ Ⅱ	
アメリカ文化史				Ⅳ Ⅱ	
日本芸能史				Ⅳ Ⅱ	
古文書学				Ⅳ Ⅱ	
美術史			西洋美術史	Ⅳ Ⅱ	
			東洋・日本美術史	Ⅳ Ⅱ	
考古学			考古学 (文学部国際文化学科)	Ⅳ Ⅲ	
民俗学			日本民俗学 (文学部国際文化学科)	Ⅳ Ⅲ	
	文化人類学 (文学部英文学科・外国語学科・国際文化学科)		Ⅳ Ⅱ Ⅲ Ⅰ		

の2)」を履修することになった。取得単位は（その1）と（その2）を合わせて3単位で、以前と変わらない。

「博物館実習（その1）」は、学内の博物館実習室における館務実習である。学内でありながら、博物館・美術館の学芸員の方々による館務実習で、本学学芸員課程実習生として「博物館実習（その2）」に至るために、統一的・組織的に学ばせる基礎実習であった。これにより、以前外部の博物館で3週間にかけて行ってきた「博物館実習」が、「博物館実習（その2）」になって2週間と短縮された。

1996年度（00期生）の「博物館実習」科目の（その1）と（その2）への分割以前の長い間、主な変更はなかったが、2012年度（16期生）から履修科目と取得単位数に大きな変化が生じる。

時代の変化に伴い、博物館として必要とする専門性を持つ人を確保するために資質を高め、新しい知識を得るための学習が必要であった。そのために、学芸員資格取得

〈表2 1996年度〉

	博物館法施行規則に定める科目及び単位	本学における開講科目及び単位数	履修年次	履修要件	
必須科目	博物館学	博物館学Ⅰ 博物館学Ⅱ	2 2	Ⅱ Ⅱ	履修者全員左記の授業科目（合計13単位）を履修すること。 ◎印 文学部児童教育学科以外の学生は、教職課程の教育原理AまたはBの単位(2単位)を当てることができる。 ※印 文学部児童教育学科の学生のみ履修(2単位)することができる。
	教育原理	◎教育原理A ◎教育原理B ※教育原理Ⅰ (文学部児童教育学科) ※教育原理Ⅱ (文学部児童教育学科)	2 2 2 2	Ⅱ Ⅱ Ⅰ Ⅰ	
	社会教育概論	社会教育学	2	Ⅲ	
	視聴覚教育	視聴覚教育	2	Ⅲ	
	博物館実習	博物館実習 博物館実習（その1） 博物館実習（その2）	3 1 2	Ⅲ Ⅲ Ⅳ	
	選択科目 (2科目以上)	文化史	日本文化史 東洋文化史 西洋文化史 アメリカ文化史 日本芸能史 古文書学	4 4 4 4 4 4	
美術史		西洋美術史 東洋・日本美術史	4 4	Ⅱ Ⅱ	
考古学		考古学	4	Ⅱ	
民俗学		日本民俗学 文化人類学	4 4	Ⅱ Ⅱ	

の履修科目を細分化し、必要単位数も増やしたのである。〈表3〉のように必須科目単位数が13単位から19単位になった。選択科目は8単位で変わっていない。この要件が現在まで続いている。

4. 博物館実習について

博物館学芸員課程における科目履修の集大成となるのは「博物館実習」と言える。2012年度(16期生)の履修科目と取得単位数の改正からは現在まで変更なく続いている。そこで、2024年度(28期生)の学生便覧の博物館学芸員課程履修指導を基に博物館実習科目の内容について説明する。

まず、博物館実習(3単位)は、「博物館実習(その1)〈2単位分・3年次受講〉」と「博物館実習(その2)〈1単位分・4年次受講〉」に分けて履修する。「博物館実習(その1)」は、学内の博物館実習室等における「博物館実習」(事前・事後の指導)で、「博物館実習(その2)」は、学外の博物館・美術館等における館務実習である。

〈表3 2012年度〉

	博物館法施行規則に定める科目及び単位	本学における開講科目及び単位数	履修年次	履修要件	
必須科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論 2	Ⅱ	履修者全員左記の授業科目(合計19単位)を履修すること。
	博物館概論	2	博物館概論 2	Ⅱ	
	博物館経営論	2	博物館経営論 2	Ⅱ	
	博物館資料論	2	博物館資料論 2	Ⅱ	
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論 2	Ⅱ	
	博物館展示論	2	博物館展示論 2	Ⅱ	
	博物館教育論	2	博物館教育論 2	Ⅱ	
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論 2	Ⅱ	
	博物館実習	3	博物館実習 3		
		博物館実習(その1) 1	Ⅲ		
		博物館実習(その2) 2	Ⅳ		
選択科目 (2系列以上から)	文化史系列		日本文化史 A・B (各2)	Ⅱ	同一科目のA及びBの計4単位を2系列以上からそれぞれ修得しなければならない。
			中国・アジア文化史 A・B (各2)	Ⅱ	
			ヨーロッパ・地中海文化史 A・B (各2)	Ⅱ	
			アメリカ文化史 A・B (各2)	Ⅱ	
			古文書学 A・B (各2)	Ⅱ	
	美術史系列		表象文化史 A・B (各2)	Ⅱ	
	考古学系列		考古学 A・B (各2)	Ⅱ	
民俗学系列		日本民俗学 A・B (各2)	Ⅱ		
		文化人類学 A・B (各2)	Ⅱ		

「博物館実習（その1）」と「博物館実習（その2）」とは3単位の科目として一括されており、原則として前年の前期から翌年前期まで続く（事情によっては後期に及ぶこともある。）「博物館実習」はこの間、原則的に継続して受講することになっており、これ以外に間断を置いた場合は、改めて（その1）から受講する必要がある。

（1）博物館実習（その1）

「博物館実習（その1）」は、学内の博物館実習室等において、博物館・美術館の学芸員の方々による館務の事前実習である。本学の学生が博物館学芸員課程実習生として「博物館実習（その2）」に至るために、統一的・組織的に学ぶ基礎実習である。受講は3年次前期とし（場合によっては後期に及ぶこともある）、「考古」・「歴史」・「民俗」・「美術」・「自然」の5部門にわたって実施している。

学内で実施される実習でありながら、「博物館実習（その2）」と同じく「勤務」であることは変わらない。「実習日誌」と「出勤簿」も用意し、厳正な態度で実習に臨むようにしている。「博物館実習（その1）」の実習修了後には、博物館学芸員課程主任の事後指導も行われる。

「博物館実習（その1）」を学内で行うために、当初1号館203号室に博物館学芸員課程実習室及び準備室が設けられ、2001年1号館の増築により、206号室となった。

（2）博物館実習（その2）

「博物館実習（その2）」を受講するためには、その前年度までに「博物館実習（その1）」を履修合格しておくとともに、必須科目のうち「博物館概論」、「博物館教育論」の単位と、選択科目のうち同一科目のA及びBの4単位を2系列以上から原則として修得していなければならない。現場を踏むには相当の予備知識と心構えを必要とする



博物館実習室 1号館206号室

ためである。

「博物館実習（その2）」は4年次受講で、博物館・美術館またはその相当施設等で、5日間以上の実習館から指定された日数及び内容で実施されている。「博物館実習（その2）」は博物館学芸員課程履修の仕上げの意味をもっている。

実習は本学が委嘱した博物館・美術館で実施されるが、指導学芸員はじめ館員の方すべてが、激務のなかで時間を割いて機会をつくって頂くことで実現しており、決して迷惑をかけるようなことがあってはならない。出出勤・サービス態度は厳正でなくてはならないし、服装も館員・見学者のいずれが見ても好感のもてるものでなくてはならない。ことに取り扱う資料・作品は、金銭に換え難い貴重な文化財である。畏敬の念、慎重な取扱い、真摯な研究態度が望まれる。見学者には謙虚懇切であってほしいものである。

（3）派遣実習先

「博物館実習（その2）」の派遣実習先は、本学が委嘱し、受け入れを承諾された博物館・美術館または相当施設である。実習生の希望を反映し、博物館学芸員課程主任が派遣先を振り分ける。実習生は教務課の指示をまたずに直接実習館と交渉してはならない。

本学で1985年に博物館学芸員課程を設置してから現在まで、国公立、私立を問わず、多くの全国の博物館・美術館または相当施設に派遣して来た。近年は、本学が位置する福岡県内と実習生の出身地の施設が主な受け入れ先となっている。なお、博物館・美術館のホームページなどで公式な博物館学芸員課程実習生の募集が行われてない施設であっても受け入れ可能な場合もある。



博物館実習（その2）の様子 2024年9月

(4) 実習にかかる費用

本課程を履修する者は、その履修開始の年度始めに、学芸員課程履修費を納入しなければならない。なお、「博物館実習（その1）（その2）」の履修に際しては、別途に実習費を納入することになっている。

実習費用については1985年度に博物館学芸員課程が設置されてから幾度かの改正が行われた。設置当初は、実習費用を徴収する実習館が多数存在したが、近年は、国立をはじめ、免除する実習館が増えている。

なお、博物館実習（その1）（その2）にかかわる実習教材費・交通費・入館料等の諸費用（見学実習を含む）も履修学生が負担するものとなっている。

5. 学芸員資格の取得と採用

博物館に関する科目を修得し、交付の申請手続きを行った者には、「博物館学芸員資格取得証明書」を卒業または修了時に交付する。

学芸員として活躍するためには、採用試験を受けなければならない。採用試験について公立・私立にかかわらず、それぞれの博物館・美術館で行われる採用試験を受けることになる。公立については、公募を行う場合が多く、地方公務員の採用試験（行政職）を受け、その後、配置が決まる場合もある。

2024年度（28期生）学生便覧の「博物館学芸員課程履修指導」をみると、「博物館学芸員課程について」の博物館・美術館の学芸員の定義や意義などは、1985年の『西南学院大学広報』第71号の「博物館学芸員課程を新設」という記事の内容とほとんど変わっていない。

本来は、大学で博物館学芸員資格取得に必要な単位を満たしていれば、卒業と同時に学芸員の資格は与えられ、就職に活用したいところである。しかし、近年、学芸員採用試験においては、学芸員資格もさることながら、専門分野における研究業績が重視され、普段の研究実績が問われることになると記されていることから、大学院に進学し、修士号を取得することが望ましくなっている。

6. 博物館学芸員課程主任

本課程の円滑な運営のため、課程主任職が置かれている。博物館学芸員課程協議会において、准教授以上の教員の中から選出し2年間の任期で任された。

主な業務は、履修生への履修指導をはじめ、履修科目の講師手配、実習先の手配、土曜日に学内で行われる「博物館実習（その1）」のための実習室や実習準備室の管理である。

課程主任の1年間のスケジュールをまとめると次のようになる。

4月：新入生向け博物館学芸員課程説明会

「博物館実習（その1）」履修者受講説明会（3年次）

6月：博物館学芸員課程協議会開催（博物館実習館訪問案採決）

7月：「博物館実習（その2）」の履修者の実習館の決定及び実習説明会（4年次）

8月－9月：「博物館実習（その2）」の実習館訪問

10月：次年度A表作成

博物館学芸員課程協議会開催（次年度A表案採決）

11月：「博物館実習（その2）」履修者説明会（3年次）

1月－3月：「博物館実習（その2）」先の手配

3月：博物館学芸員課程科目履修説明会（1年次）

「博物館実習（その1）」履修説明会（2年次）

7. おわりに

〈表5〉をみると1985年度から2024年度まで40年間、本校に設置された博物館学芸員課程科目を履修し、博物館学芸員資格を取得した者は、1,426人である。

1990年代の多い時は80人近い学生が資格を取得していたが、近年は取得者が減っているようである。先述したように、博物館学芸員としての基礎資格は、学士の学位を有することと博物館学芸員資格取得に必要な必修科目、及び選択科目の必要単位を満たしていることとしているが、実際には、専門分野における研究業績が重視され、普段の研究実績が問われることになっており、実際の学芸員採用試験では大学院修士課程修了程度の学力が要求されている。

そこで、最近は大学院に進学した後に科目等履修生として博物館学芸員課程科目を履修し、修士課程を修了した上で学芸員職に就く卒業生が増えてきた。

現在、大浦天主堂キリシタン博物館、対馬博物館、粕屋町立歴史資料館、市や県の教育委員会などで卒業生が現職学芸員として活躍している。2006年5月には、大学博物館が開館し、本学で博物館学芸員課程科目を履修し、学芸員資格を取得した卒業生も学芸員として採用され、その他、複数の卒業生が学芸研究員として学芸員を補佐して博物館運営に携わっている。

大学は高等教育機関として、学芸員のような専門職を目指している学生たちのために、博物館学芸員課程などの制度を活用し、これからもサポートし続けなければならない。

〈表4 歴代博物館学芸員課程主任〉

任期	名前（敬称省略）
1989年7月1日-1991年6月30日	山中 耕作
1991年7月1日-1993年6月30日	後藤 新治
1993年7月1日-1995年6月30日	山中 耕作
1995年7月1日-1997年6月30日	山中 耕作
1997年7月1日-1999年6月30日	後藤 新治
1999年7月1日-2001年6月30日	大谷 裕文
2001年7月1日-2003年6月30日	大谷 裕文
2003年7月1日-2005年6月30日	片山 隆裕
2005年7月1日-2007年6月30日	片山 隆裕
2007年7月1日-2009年6月30日	片山 隆裕
2009年7月1日-2011年6月30日	片山 隆裕
2011年7月1日-2013年3月31日	宮崎 克則
2013年4月1日-2015年3月31日	朝立康太郎
2015年4月1日-2017年3月31日	松原 知生
2017年4月1日-2019年3月31日	伊藤 慎二
2019年4月1日-2021年3月31日	朝立康太郎
2021年4月1日-2023年3月31日	尹 芝恵
2023年4月1日-2025年3月31日	尹 芝恵

〈表5 博物館学芸員資格取得者数〉

年度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数
1986年	36人	1996年	56人	2006年	45人	2016年	21人
1987年	30人	1997年	36人	2007年	62人	2017年	22人
1988年	36人	1998年	26人	2008年	39人	2018年	17人
1989年	43人	1999年	44人	2009年	22人	2019年	19人
1990年	63人	2000年	41人	2010年	22人	2020年	18人
1991年	67人	2001年	29人	2011年	34人	2021年	13人
1992年	55人	2002年	37人	2012年	24人	2022年	15人
1993年	79人	2003年	59人	2013年	26人	2023年	17人
1994年	57人	2004年	50人	2014年	16人	2024年	33人
1995年	45人	2005年	62人	2015年	10人	合計	1,426人

【参考資料】

『西南学院大学広報』第71号（西南学院大学広報・調査課）1985年1月28日

『学生便覧』西南学院大学 1985年-2024年

文化庁 博物館総合サイト (<https://museum.bunka.go.jp/museum/act/>)

文化審議会 第5期 第3回博物館部会 参考資料1

第5期 第3回博物館部会 参考資料2